

13 共同防災管理協議について

13

防災管理対象物の管理権原が分かれている場合、当該対象物の管理権原者は消防計画の作成その他の防災管理上必要な業務に関する事項を協議して定めておかなければなりません。

消防計画を定めた場合、または定めた内容を変更した場合は遅滞なく所轄消防署長に届け出なければなりません。

14 共同防災管理協議事項に定める事項について

14

共同防災管理協議事項には以下の事を協議して定めなければなりません。

- ① 防災管理対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防災管理協議会の設置及び運用に関する事。
- ② 共同防災管理協議会の代表者の選任に関する事
- ③ 統括防災管理者の選任及び当該統括防災管理者に付与すべき防災管理上必要な権原に関する事
- ④ 防災管理対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事
- ⑤ 避難口、その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
- ⑥ 地震、毒性物質の発散等が生じた災害が発生した場合における通報連絡及び避難、誘導に関する事
- ⑦ 地震、毒性物質の発散等が生じた災害が発生した場合における消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関する事
- ⑧ その他共同防災管理に関し必要な事項

15 共同防災管理協議事項との整合性について

15

火災予防及び発生した場合に関する事項(防火管理)と地震、毒性物質の発散等が生じた災害が発生した場合(防災管理)を合わせて運用する事が望ましいので従前から共同防火管理協議会及び共同防火管理協議事項を定め運用している場合、共同防災管理協議内容との整合性に注意して作成、運用する必要があります。

共同防火管理と共同防災管理を一つに統合して協議会及び協議事項を定める事は問題はありません。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

防災管理